

○評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合

平成 18 年 2 月 23 日国土交通省告示第 304 号
最終改正 令和 4 年 4 月 27 日国土交通省告示第 537 号

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成 12 年建設省令第 20 号）第 15 条第 3 号の規定に基づき、住宅性能評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合を次のとおり定める。

- 第 1 登録住宅性能評価機関（その者が法人である場合にあっては、その役員）又はその職員（評価員を含む。）が、当該登録住宅性能評価機関に対して、住宅性能評価又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 6 条の 2 第 3 項若しくは第 4 項の規定による確認（以下「住宅性能評価等」という。）の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価等の申請を行った場合
- 第 2 登録住宅性能評価機関（その者が法人である場合にあっては、その役員）又はその職員（評価員を含む。）が、当該登録住宅性能評価機関に対する住宅性能評価等の申請に係る住宅について次のいずれかに掲げる業務を行った場合
- 1 設計に関する業務
 - 2 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
 - 3 建設工事に関する業務
 - 4 工事監理に関する業務
- 第 3 その役員又は職員（過去 2 年間に役員又は職員であった者を含む。）のいずれかが登録住宅性能評価機関（その者が法人である場合にあっては、その役員）又はその職員（評価員を含む。）である者の行為が、次のいずれかに掲げる場合（登録住宅性能評価機関（その者が法人である場合にあっては、その役員）又はその職員（評価員を含む。）が当該申請に係る評価の業務（法第 6 条の 2 第 3 項又は第 4 項の規定による確認の業務を含む。以下同じ。）を行う場合に限る。）
- 1 当該登録住宅性能評価機関に対する住宅性能評価等の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価等の申請を行った場合
 - 2 当該登録住宅性能評価機関に対する住宅性能評価等の申請に係る住宅について第 2 の 1 から 4 までのいずれかに掲げる業務を行った場合
- 第 4 第 1 から第 3 までに掲げる場合に準ずる場合であって、評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる場合

附 則

この告示は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月 27 日国土交通省告示第 537 号）

この告示は、公布の日から施行する。